公民館の市民センター化について
皆様のご意見をお寄せください

公民館は、市民の皆様が学習活動・文化活動・レクリエーション活動などを行うための社会教育施設として、市の各種事業を開催しているほか、サークル・団体活動や、地域のつどいの場としてもご利用いただいています。

一方で、地域が抱える課題や多様化する住民ニーズに対応していく地域づくりの拠点としての役割も求められています。このような中で市民の公益的な活動が果たす役割は、大変重要なものとなっており、令和６年６月に富谷市協働のまちづくり推進審議会より、市民の公益的な活動への具体的な支援の一つとして、公民館利用団体等に配慮するとともに、利用のルールを定め、公益的な活動を行う団体等（市民活動団体等）が、身近にある公民館を利用できるよう、公民館の市民センター化が答申されました。

このことから、現在、公民館の市民センター化に向けた検討を進めており、公民館利用の現状と課題を踏まえ、利用制度や費用負担の在り方などについて見直しを図り、利用しやすく地域に根差した「市民センター」への令和8年度移行に向け、市民の皆様からのご意見を募集するものです。

『公民館の市民センター化』とは？

これまでの社会教育活動としての利用に加え、地域住民の利益につながる多様な主体による活動の場としても利用いただけるよう利用対象等の見直しを図り、生涯学習や地域交流の拠点として、開かれた市民のための施設を目指すものです。

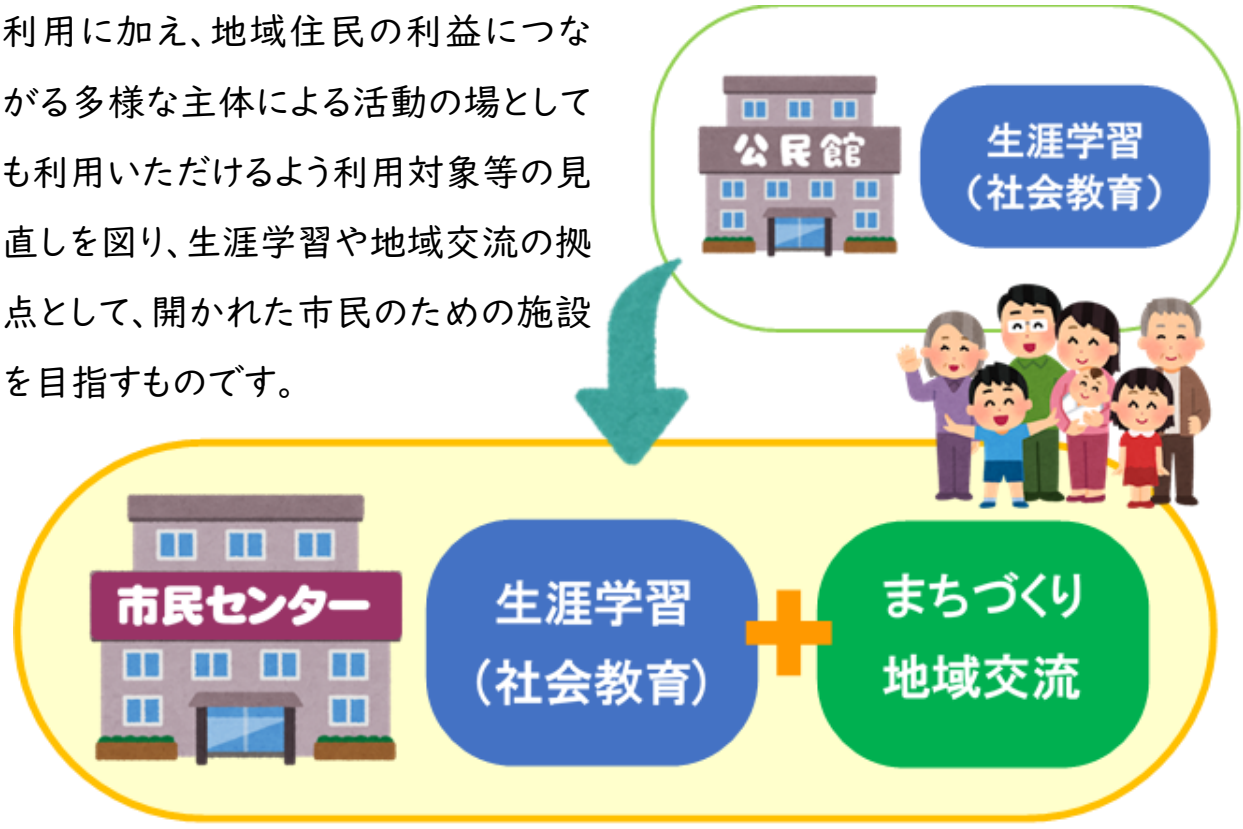

1．現行の公民館利用について

市主催事業・関連事業・公民館登録サークルが優先的に使用

【現行で不可としている利用】

- 企業･団体･個人が、月謝や参加費等を徴収し、講座や教室、イベント等を行う場合
- 企業･団体･個人が、講座や教室の中で物品等の販売を行う場合
- フリーマーケットなど飲食物や物品等の販売を伴うイベントを開催する場合
- 企業･団体･個人が、物品、不動産等の販売、買取、商談等を行う場合
- 企業･団体･個人が、商品の展示、宣伝、試食等を販売目的で行う場合

【現行の申請順位】

使用日の前月1日から申請受付開始		
受付区分	**申請対象**	**使用料**
①　随時	市･教育委員会･公民館行事などの公的行事	無料
②　1日～7日	公民館登録サークル　（週1回4時間まで）	無料
③　8日～14日	社会教育団体･一般利用者（週1回4時間まで） ※規定により減免対応あり	有料
④　15日～ 使用日3日前	公民館サークル･社会教育団体･一般利用者で2回目の申請 他公民館登録サークル　※規定により減免対応あり	有料

2．現状と課題

現在、富谷市内の公民館は「社会教育法」に基づく社会教育施設として、幅広い世代を対象にした教育事業や市民が主体的に行う活動支援を目的として整備されています。

各種講座の開設のほか、社会教育活動を行う団体に対し活動場所の提供などの支援を行っており、現在、200 ほどの公民館サークルが登録し、活発に活動しています。

社会教育法第 23 条第 1 項では、公民館は「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を行ってはならないとあり、市内公民館では、これまで営利目的に該当する事業を全面的に認めない形で運用しております。

このような中、令和 5 年 12 月に文部科学省より「社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（依頼）」が通知され、「公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」ことが改めて明記されました。また、各地方公共団体と民間企業等との連携を更に促進するため、公民館で実施し得る事業の具体的な事例も示されました。社会教育を基盤とした人づくり･つながりづくり･地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されることを依頼されたものです。

また、文部科学省からの通知に加え、富谷市協働のまちづくり推進審議会より、公民館の市民センター化が答申で示されたことを踏まえ、公民館が一層活性化されるよう検討していく必要が生じているものです。

3．見直し案

①　「市民センター」への名称変更
②　施設利用の拡大
③　使用料、料金体系の改定
④　減免区分の改定
⑤　市民活動団体への支援

5つの柱をもとに見直しを図っていきます。

3-①　「市民センター」への名称変更（案）

公民館の名称を「市民センター」に変更することで、これまで地域の生涯学習の拠点としての役割を果たしてきた公民館に、地域づくりの拠点としての機能を加え、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化し、より地域の方に身近な施設とするための名称変更を行います。

富谷中央公民館	→	**富谷中央市民センター**
富ケ丘公民館	→	**富ケ丘市民センター**
東向陽台公民館	→	**東向陽台市民センター**
あけの平公民館	→	**あけの平市民センター**
日吉台公民館	→	**日吉台市民センター**
成田公民館	→	**成田市民センター**

3-②　施設利用の拡大（案）

イ)　営利を全面的に禁止するのではなく、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、地域の実情に合わせて柔軟な運営ができるよう、利用が可能となる判断基準を拡大します。

金銭授受の有無のみを判断基準とせず、施設の使用回数・時間、事業者の選定等に関する優遇や便宜を図り、特定の事業者に対して利益を与えるものでないか、また地域住民の利益につながるかを主な基準として、内容・目的等を確認した上で利用の可否を判断します。

現行、利用不可となるもの	**見直し後、利用可能となるもの（例）**
○企業・団体・個人が、月謝や参加費等を徴収し、講座や教室、イベント等を行う場合	**○企業・団体・個人が、参加費を徴収して行う地域貢献事業（コンサート等）** **○企業・団体・個人が、参加費や受講料等を徴収して行う生涯学習に関する各種講座・教室**
○企業・団体・個人が、講座や教室の中で物品等の販売を行う場合 ○企業・団体・個人が、物品、不動産等の販売、買取、商談等を行う場合	**○企業・団体・個人が、社会貢献活動として実施する事業（フリーマーケット、バザー等）** **○物品、不動産等の販売、買取、商談等を主たる目的としたものではない事業** **※　学習活動等であっても、主たる目的が広告、宣伝、販売など、特定人（団体）に収益を帰属させえるものである場合は利用不可とする**
○企業・団体・個人が、商品の展示、宣伝、試食等を販売目的で行う場合	**○同業者組合、商工会、商店連盟等のイベント等、地域振興に寄与する活動** **○地域振興等を目的とした地場産品、地産地消商品の展示販売**
○フリーマーケットなど、飲食物や物品等の販売を伴うイベントを開催する場合	**○地域住民の交流に寄与するフリーマーケット等のイベント** **○イベント開催時の飲食物の販売**

見直し後も利用が不可となるもの
・　企業・団体が、物品、不動産等の販売、買取商談等を行う場合 ・　企業・団体が、商品の展示、宣伝、試食等を販売目的でおこなう場合 ・　学習会の形態をとりながら会員資格等を得る事業等、マルチまがい商法に該当する場合

ロ）施設の幅広い利用に対応するため、予約申請期間を拡大します。

現行の使用申請期間	**改正後の使用申請期間**
利用日の前月1日から申請受付 ① 随時 市・教育委員会・公民館行事などの公的行事 ② 1日から7日 公民館サークル（週1回4時間まで） ③ 8日以降 社会教育団体、一般利用者（有料団体を含む） ④ 15日以降 公民館サークル・社会教育団体・一般利用者で2回目の申請、他公民館登録サークル	**利用日3か月前の同じ日付から受付開始（先着順）** ① 随時 市・教育委員会・市民センター行事などの公的行事 ② 社会教育団体、一般利用者（有料団体を含む） 【例】7月1日の利用は4月1日から 7月2日の利用は4月2日から 7月30日の利用は4月30日からと、 一日ごとに利用可能日が増えていきます。 ③ サークルについては、使用日・時間・場所（週1回4時間まで）を年間予約とし、キャンセルの場合に連絡をいただきます。 ④ サークルの年間予約（上記②）以外の利用申請は、利用日1か月前の同じ日付から受付けます。

3-③ 使用料、料金体系の改定（案）

1時間単位での貸し出しを行い、施設の有効活用及び効率化を図ります。

【基本使用料（案）】

区分 / 利用区分		使用料（1時間につき）	冷暖房使用料（右欄に掲げる暖房利用料を除く。1時間につき。）	暖房使用料
富谷中央公民館	大ホール	550円	400円	ストーブの場合
	第1会議室	330円	100円	(1台当たり)
	第2会議室	330円	100円	1時間につき200円
	第3会議室	330円	100円	
	第1研修室	330円	100円	ボイラーの場合
	第2研修室	330円	100円	使用料の3割の額(10円未満の端数が生じたときは，切り捨てる。)
	クラブ活動室	330円	100円	
富ケ丘公民館	大ホール	550円	400円	
	第1和室	330円	100円	
	第2和室	330円	100円	
	第1会議室	330円	100円	

	第2会議室		330円	100円	
	調理室		440円	100円	
	第1研修室		330円	100円	
	第2研修室		330円	100円	
東向陽台公民館	大ホール		550円	400円	
	第1研修室		330円	100円	
	第2研修室		330円	100円	
	調理室		440円	100円	
	第3研修室		660円	200円	
あけの平公民館	大ホール		550円	400円	
	第1会議室		660円	200円	
	第2会議室		330円	100円	
	調理室		440円	100円	
	第1和室		330円	100円	
	第2和室		330円	100円	
日吉台公民館	大ホール		550円	400円	
	第1研修室		330円	100円	
	第2研修室		330円	100円	
	第1和室		330円	100円	
	第2和室		330円	100円	
	調理室		440円	100円	
成田公民館	大ホール		660円	630円	
	第1和室		330円	100円	
	第2和室		330円	100円	
	調理室		440円	100円	
	第1研修室		660円	200円	
	第2研修室		330円	100円	
	第3研修室		330円	100円	
	会議室		330円	100円	
	電動稼	平床式	1日につき1,980円		
	動椅子	階段式	1日につき5,940円		

ただし，他の市町村の者が使用する場合は，基本使用料（冷暖房使用料及び暖房使用料を除く）の5割増の額（10円未満の端数が生じたときは，切り捨てる。）とする。

- 特別使用料

入場料を徴収する場合の使用料は，この表（冷暖房使用料及び暖房使用料を除く）の3倍の額とする。

3-④　減免区分の改定（案）

市に登録の市民活動団体や市と包括連携協定を締結している団体に対し、施設使用料の減免を図ります。

【使用料の減免（案）】

減免できる場合	減免率
1 市又は富谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催して，又は共催で使用するとき。 2 市内の保育所，幼稚園，小学校，中学校，高等学校及びその保護者会等（以下「学校等」という。）が使用するとき。ただし，市内の私立の学校等については，市又は教育委員会の後援を得て使用する場合に限る。 3 市民センターにサークル登録している団体が使用するとき。 4 市に登録の市民活動団体が使用するとき。 5 市に登録の社会教育・社会福祉関係団体，公益社団法人又は町内会が使用するとき。 6 市内の安全に関わる団体が使用するとき。 7 市と包括連携協定を締結している団体が使用するとき。 8 その他，教育長が特別の理由があると認めたとき。	100分の100
1 市外の学校等が，市又は教育委員会の後援を得て，園児，児童及び生徒の保育又は教育のために使用するとき。 2 市外の社会教育・社会福祉関係団体が，市又は教育委員会の後援を得て使用するとき。 3 その他，教育長が特別の理由があると認めたとき。	100分の50
1 上欄に掲げる団体以外の団体が，市又は教育委員会の後援を得て使用するとき。 2 その他，教育長が特別の理由があると認めたとき。	100分の25

≪各種団体の例≫

- 社会教育団体　富谷市子ども会育成会、富谷市青年団、富谷市老人クラブ連合会、富谷市文化協会、富谷市芸術協会、富谷市スポーツ協会、富谷市スポーツ少年団、富谷ユネスコ協会、とみやマーチングエコーズ
- 社会福祉関係団体　富谷市社会福祉協議会、富谷市手をつなぐ育成会、地域活動支援センターTOMOTOMOYOUYOU、富谷市身体障害者福祉協会富谷市地域包括支援センター、富谷市自立相談支援センターNPO法人自閉症ピアリンクセンターここねっと「ふれんず」NPO 法人 さぽーと・おるいず
- 公益社団法人　富谷市シルバー人材センター

3-⑤市民活動団体への支援（案）

市民活動団体の登録基準を定め、市に登録された団体に対して、施設使用料減免や活動に便利な設備（情報コーナー、パンフレットラック等）を整備し、支援を行うものです。

ア）市民活動団体とは

主に住民等で構成され、自発的・自立的に様々な地域の課題解決に取り組み、公益的な活動をする団体のことで、任意の NPO、ボランティア団体、NPO 法人などをいいます。

イ）公益的な活動とは

非営利の市民による組織が、様々な地域の課題解決に貢献するため、広く市民のために自発的・自立的に行う活動のことをいいます。

例）各種施設への慰問活動、各種施設での出前講座や講習会・体験会の開催、公共の場の清掃活動、子どもの居場所づくりや見守り、学習支援活動、その他各種支援活動、普及活動　等

ウ）【市民活動団体として登録できる基準（案）】

次の各号のいずれにも該当するものとします。ただし、共益的又は互助的な活動及び個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等は除くものとします。

市民活動団体の登録要件
① 市民が自発的かつ自立的に活動していること。
② 営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動であること。
③ 主な活動場所が市内であること。
④ 5人以上で構成されており、その過半数が富谷市民であること。
⑤ 活動の目的及び活動内容が、会則等で定められていること。
⑥ 入退会に制限が無く、市民に開かれた活動をしていること。
⑦ 政治活動又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。
⑧ 団体及び構成員が富谷市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団等に該当しないこと。

【参考】団体別取扱いについて

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">市民センター登録サークル</th><th colspan="2">市民活動団体</th><th colspan="2">他減免団体／企業・団体・個人</th></tr>
<tr><td>管　轄</td><td colspan="2">市民センター</td><td colspan="2">市民協働課</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>活動内容</td><td colspan="2">学習活動による知識や技術の習得や、仲間づくりを目的とした活動をする団体</td><td colspan="2">任意のNPO、ボランティア団体、NPO法人など、主に住民等で構成され、自発的・自立的に様々な地域の課題解決に取り組み、公益的な活動をする団体</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>登録条件</td><td colspan="2">・会員５名以上
・過半数が市内在住、在勤、在学であること
・営利を目的としない、会員主体の自主的な活動
等　公民館サークル時と変更なし</td><td colspan="2">・原則5名以上の構成員
・主な活動場所が市内であり、市民が自発的かつ自立的に活動していること
・営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>使用料</td><td colspan="2">施設・設備使用料　免除</td><td colspan="2">施設・設備使用料　免除</td><td colspan="2">他減免団体 ： 減額または免除
企業・団体・個人　：　有料</td></tr>
<tr><td></td><td>予約方法</td><td>予約条件</td><td>予約方法</td><td>予約条件</td><td>予約方法</td><td>予約条件</td></tr>
<tr><td>前年度
（２月中）</td><td>サークル登録後に
一年間分の予約を
市民センターで入力</td><td>【優先予約】
曜日・時間を固定した
週１回　４時間まで</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利用日３ヶ月前
８：３０～</td><td></td><td></td><td>窓口、予約システムにて
受付</td><td>回数、時間、室場数等
制限なし</td><td>窓口、予約システムにて
受付</td><td>回数、時間、室場数等
制限なし</td></tr>
<tr><td>利用日１ヶ月前
８：３０～</td><td colspan="2">≪【優先予約】以外の利用≫
窓口、予約システムにて
受付　／　回数、時間、室場数等
制限なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利用日3日前</td><td colspan="6">予約受付終了</td></tr>
<tr><td colspan="7">利用日</td></tr>
</table>